平成２９年（フ）第１０４号
長野県上田市国分1791番地１　堀川マンション301号
債務者　小関　孝順
１　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第１０５号
長野県上田市芳田1810番地１　ビラ芳南台Ｂ202号
債務者　渡辺　房子
１　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第３０７号
岐阜市八代２丁目17番５号
債務者　ハジメフードこと　荒川　　肇
１　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第９３９号
神戸市東灘区青木５丁目12番４―312号
債務者　スナックごんたんこと　安藤ミサ子
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６７０号
兵庫県西宮市城ケ堀町２番21―502号
債務者　小椋　三郎
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３０号
鳥取県境港市栄町96番地２
債務者　**吉**浦　早苗
１　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第８８２号
広島市中区西平塚町６番７―501号
債務者　日韓創作居酒屋チゲこと　中山　茂樹
１　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９３６号
広島県東広島市西条御条町４番21―３号
ファーストエコーＡ103号
債務者　田﨑　祥子
１　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５１０号
鹿児島県鹿児島市花野光ヶ丘２丁目30番１号
債務者　**藪**　マテ子
１　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４０号
島根県浜田市三隅町向野田61番地13、旧住所島根県江津市江津町341番地２
債務者　梨木真理子こと角真理子こと　梅谷真理子
１　決定年月日時　平成29年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第１０５号
岐阜県安八郡安八町北今ヶ渕244番地の６
債務者　蜂矢　祥代
１　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
静岡県掛川市西大渕4349番地の１　サンバルクＤ―101（旧住所静岡県掛川市横須賀1363番地　パピネス２番町Ａ―102）
債務者　大多和亜紀
１　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
三重県志摩市大王町名田382番地１
債務者　飯田　友子
１　決定年月日時　平成29年12月27日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第５０５号
相模原市南区東大沼１丁目13番10号　オーチャード・ヒルズ206
債務者　中村　祐佳（旧姓星）
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５０６号
相模原市南区麻溝台８丁目16番62号、住民票上の住所相模原市南区東大沼４丁目18番12号
債務者　辻　　和己
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５０７号
相模原市中央区相模原３丁目１番10号　ＪＬＢグランエクリュ相模原駅前407
債務者　中沢吏津子
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５１０号
相模原市南区上鶴間３丁目３番１号　㈱林間
債務者　坂上　　悟
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部